

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）	目次		
○ 令和八年度県統計調査の実施	【告 示】	統計分析課	○ 政治団体の名称等の公表	選挙管理委員会	
○ 特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請		環境管理課	○ 政治団体の代表者等の異動		
○ 指定居宅サービスの事業の廃止		指導監査課	○ 資金管理団体の名称等の公表		
○ 道路の区域変更		道路整備課	【正 誤】		
○ 道路の供用開始		〃			○ 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則の正誤
【公 告】		デジタル推進課			○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則の正誤
		経営支援課			○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正の正誤
		耕地課	正の正誤		
		〃	（県例規集登載）		
○ 公共測量の実施		監理課	総務学事課		〃
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃	〃		
○ 〃	〃	〃			

◎岡山県告示第三百七十四号

令和八年度において、次の県統計調査を実施する。

令和八年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 県統計調査の名称及び目的

1 名称

岡山県インバウンド動態調査

2 目的

瀬戸内国際芸術祭等の大型イベント開催時以外に岡山県を訪問する外国人観光客の動態を把握し、ターゲット市場へのプロモーションの効果検証及び新たなプロモーション戦略を検討するための基礎資料とすることを目的とする。

二 県統計調査の対象の範囲

1 地域的範囲

県内の主要交通機関（駅、空港等）及び主要観光地

2 属性的範囲

ターゲット市場（台湾、中国、韓国、香港、タイ及びフランス）を中心とした岡山県を訪問した外国人観光客

三 報告を求める事項及びその基準となる期日

1 報告を求める事項

国籍、地域、性別、年齢、日本への渡航回数、岡山県の訪問回数、訪問目的、同伴者、旅行形態（団体ツアー又は個人旅行）、旅行情報の入手方法、宿泊日数（県内及び県外）、宿泊施設の種別、岡山県以外の訪問都道府県、訪問観光地、県内の交通手段、出入国港、岡山県滞在中の支出金額、旅行中に困ったこと等

2 その基準となる期日

調査票記入日

四 報告を求める者

県内の主要交通機関又は主要観光地を訪れた二2の観光客約六百人

五 報告を求めるために用いる方法

調査員調査

六 報告を求める期間

令和八年九月一日から同年十一月二十九日まで

七 実施部課名

産業労働部観光課

◎岡山県告示第三百七十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和八年八月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称 株式会社グリーンポートリー

住 所 岡山県苫田郡鏡野町下原 1647—1

氏 名 代表取締役 守安 勇人

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社グリーンポートリー

所在地 岡山県苫田郡鏡野町下原 1647—1

令和 8 年 8 月 2 8 日 岡山県公報 第 1 2 8 3 2 号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		廃 止		新 設		廃 止		廃 止	
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		前―16		同左		前―17		前―17, 63		ハ―12	
種 類		2―イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設		同左		同左		同左		2―ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設	
能 力		5, 000 羽/H		同左		9, 000～12, 000 羽/H		同左		200kg/H	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		―		許可後直ちに		―		―	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後直ちに		―		着手後直ちに		―		―	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後直ちに		―		完成後直ちに		―		―	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		8 時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	100	125	同左		116	132	123. 8	141	3. 5	5. 0
	p H	6～8	6～8			同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	1, 500	1, 700			2, 000	2, 200			680	820
	C O D (mg/L)	400	500			800	850			200	240
	S S (mg/L)	400	500			400	450			840	1000
	油 分 (mg/L)	40	50			400	500			550	660
	T－N (mg/L)	180	250			同左		60	80		
	T－P (mg/L)	40	60					16	20		
	大腸菌数 (CFU/mL)	<800	<800					同左			

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 の号番号及び名称とする。
2 一部の特定施設からの排出水量及び汚染状態等は、一連の処理工程である他施設からの排水を含んだものである。

区 分		廃 止	
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		ハ－ 1	
種 類		2－イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設	
能 力		30 台/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－	
使用時間間隔及び 1 日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		8 時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	2.0	3.0
	p H	6～8	6～8
	B O D (mg/L)	3	5
	C O D (mg/L)	3	5
	S S (mg/L)	5	10
	油 分 (mg/L)	1	3
	T－N (mg/L)	3	5
	T－P (mg/L)	1	2
	大腸菌数 (CFU/mL)	<800	<800

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第 1 の号番号及び名称とする。
2 一部の特定施設からの排出水量及び汚染状態等は、一連の処理工程である他施設からの排水を含んだものである。

令和 8 年 8 月 2 8 日 岡山県公報 第 1 2 8 3 2 号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和 8 年 8 月 28 日から同年 9 月 18 日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び鏡野町役場

ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/29/>

◎岡山県告示第三百七十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和八年八月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護ステーションくるみ

2 所在地

勝田郡勝央町平一二七六番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社真輝

2 所在地

勝田郡勝央町平一二七六番地一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和八年八月二十四日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇〇九四三

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第三百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 美袋井原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
井原市美星町星田字矢谷一八二三番四地先から	井原市美星町星田字矢谷一八三一番一地先まで	新	三・二〇 八・一	六七・〇
井原市美星町星田字矢谷一八二三番四地先から	井原市美星町星田字矢谷一八三一番一地先まで	旧	二・七〇 七・一	六七・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 黒忠井原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
井原市野上町字ケゴヤ五五四五番四地先から	井原市野上町字タヤ五四七五番地先まで	新	三・二〇 一四・二	四〇〇・〇
井原市野上町字ケゴヤ五五四五番四地先から	井原市野上町字タヤ五四七五番地先まで	旧	三・〇〇 九・五	四〇〇・〇

◎岡山県告示第三百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	美袋井原線	井原市美星町星田字矢谷一八二三番四地先から 井原市美星町星田字矢谷一八三一番一地先まで	令和八年八月二十八日
県道	黒忠井原線	井原市野上町字ケゴヤ五五四五番四地先から 井原市野上町字タヤ五四七五番地先まで	

〔三八九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和八年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 調達件名及び数量
岡山情報ハイウェイ地域IX網基幹機器更新に係る機器賃貸借 一式
- 二 契約期間
令和九年三月一日から令和十五年二月二十八日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部デジタル推進課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日
令和八年八月十三日
- 五 落札者の名称及び所在地
株式会社NTTデータ中国岡山支店
岡山市北区表町一丁目五番一号
- 六 落札金額
一月当たり四、六六四、五五〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四二四、〇五〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和八年七月三日

〔三九〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年八月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートリアル勝央店

所在地 勝田郡勝央町岡字鳥居前四八九―一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社トリアルカンパニー

住所 福岡県福岡市東区多の津一丁目一二番二号

代表者の氏名 代表取締役 永田 洋幸

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社トリアルカンパニー

住所 福岡県福岡市東区多の津一丁目一二番二号

代表者の氏名 代表取締役 石橋 亮太

(変更後) 名称 株式会社トリアルカンパニー

住所 福岡県福岡市東区多の津一丁目一二番二号

代表者の氏名 代表取締役 永田 洋幸

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社トリアルカンパニー

住所 福岡県福岡市東区多の津一丁目一二番二号

代表者の氏名 代表取締役 石橋 亮太

(変更後) 名称 株式会社トリアルカンパニー

住所 福岡県福岡市東区多の津一丁目一二番二号

代表者の氏名 代表取締役 永田 洋幸

4 変更年月日

令和八年四月一日

二 届出年月日

令和八年八月十三日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和八年八月二十八日から同年十二月二十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

令和8年8月28日 岡山県公報 第12832号

〔三九一〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和八年八月二十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

香々美土地改良区

二 認可年月日

令和八年八月二十四日

〔三九二〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあつた新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和八年八月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請者

足守土地改良区

二 地区名

窪田樋門 （非補助土地改良事業（かんがい排水））
余町 〃

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

令和八年八月二十八日から同年九月十八日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔三九三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

内 岡山市北区檜津地	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和八年七月二十七日から 同年十月三十日まで	測 量 期 間

〔三九四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年八月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市真備町岡田 地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量、路線測 量及び現地測量）	測 量 の 種 類
令和八年七月六日から同年 十月三十日まで	測 量 期 間

〔三九五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年八月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市粒江地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和八年七月二十九日から 同年九月三十日まで	測 量 期 間

〔三九六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年八月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市中島地内	測 量 区 域
公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量、現地測量及び用地測量）	測 量 の 種 類
令和八年八月四日から同年十二月二十五日まで	測 量 期 間

〔三九七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

井原市井原町地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量、水準測量及び数値地形図作成）	測 量 の 種 類
令和八年七月三十一日から 同年十二月三日まで	測 量 期 間

〔三九八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年八月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市真備町川辺 地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和八年八月七日から同年 十一月三十日まで	測 量 期 間

〔三九九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年八月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	公共測量（基準点測量）	測量期間
真庭市種地内		令和八年七月二十九日から 同年十二月二十五日まで

〔四〇〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市児島元浜地内	測量区域
公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）	測量の種類
令和八年八月十日から同年十一月十八日まで	測量期間

〔四〇一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年八月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

新見市井倉地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和八年八月六日	終 了 年 月 日

◎岡山県選管告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があった。
令和八年八月二十八日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

新しい岡山を実現させる会

尾崎美佐子

渡辺生子

岡山市北区学南町二―七―四三

令和八・七・八

石藤のぶちか後援会

深井英俊

石藤勝美

真庭郡新庄村一八八三

七・一

磯田光一後援会

磯田光一

大崎英夫

〃 〃 一〇九九―三

七・一六

大道かえ後援会

増田衷祉

大道龍城

都窪郡早島町早島四二二七―一三一

七・八

こばともを応援する会

小林弘知子

小林知子

岡山市北区富田町一―七―三ロジェ岡山八〇一

七・七

小林弘昌後援会

小林弘昌

奥野裕二

玉野市宇野八―九―三二

七・三一

山幸会・山畑さちこ後援会

山畑幸子

羽場頼三郎

岡山市中区円山一〇七

七・二一

久富わたる後援会

久富幸航

久富航

岡山市南区川張一二四―五二

七・一〇

ボウズ満恵を応援する会

ボウズ満恵

吉崎晋

〃 〃 大福三六二―一一

七・三

丸山雅志後援会

丸山雅志

丸山雅志

玉野市長尾二七三―一

七・九

◎岡山県選管告示第七十一号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。
令和八年八月二十八日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

一 政党の支部		代表者の氏名		異動事項		新		旧		異動年月日	
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	代表者の氏名	内田耕三郎	新	内田耕三郎	旧	松山正春	令和八・七・二六		
自由民主党岡山県医療会支部	内田耕三郎	代表者の氏名	内田耕三郎	内田耕三郎	新	内田耕三郎	旧	松山正春	令和八・七・二六		
自由民主党岡山県電気通信支部	市本信雄	主たる事務所の所在地	岡山市北区富田町一―四―一トラストマンション西川五〇二号浅本様方	山田 齊	倉敷市真備町市場七三〇―一	山田 齊	倉敷市真備町市場七三〇―一	佐藤正浩	令和八・七・二六		
立憲民主党岡山県第3区総支部	高原俊彦	主たる事務所の所在地	津山市日上一一六二	浅本 麻由子	西田 淳	久米郡久米南町下弓削二四―四	西田 淳	久米郡久米南町下弓削二四―四	令和八・七・二六		
その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	代表者の氏名	異動事項	代表者の氏名	内田耕三郎	新	内田耕三郎	旧	松山正春	令和八・七・二六		
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	代表者の氏名	内田耕三郎	新	内田耕三郎	旧	松山正春	令和八・七・二六		
岡山県医師連盟	内田耕三郎	代表者の氏名	内田耕三郎	内田耕三郎	新	内田耕三郎	旧	松山正春	令和八・七・二六		
岡山県医師連盟	内田耕三郎	代表者の氏名	内田耕三郎	内田耕三郎	新	内田耕三郎	旧	松山正春	令和八・七・二六		
岡山県医師連盟	内田耕三郎	代表者の氏名	内田耕三郎	内田耕三郎	新	内田耕三郎	旧	松山正春	令和八・七・二六		

◎岡山県選管告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。
令和八年八月二十八日

岡山県選挙管理委員会		委員長 大林 裕一	
資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名		公職の種類	資金管理団体の名称
磯田 光一	新庄村長	磯田 光一後援会	真庭郡新庄村一〇九九―三
小林 知子	岡山市議会議員	こばともを応援する会	岡山市北区富田町一―七―三ロジエ岡山八〇一
山畑 幸子	〃	山幸会・山畑さちこ後援会	〃 中区円山一〇七
			〃 〃 令和八・七・一四
			〃 〃 七・一五

〔八〕令和八年三月三十一日付け公布岡山県行政組織規則の一部を改正する規則（岡山県規則第三十号）に誤りがあった。

頁・行	誤	正
一・二〇 一・終わりか ら一八 一・終わりか ら一二	第十八条	第十八条第一項
一・終わりか ら一五	第十八条第十号	第十八条第一項第十号

〔九〕令和八年三月三十一日付け（号外）公布岡山県事務処理規則の一部を改正する規則（岡山県規則第三十五号）に誤りがあった。

頁・行	一・一二
誤	
第十三条第四項	
正	
第十四条第四項	
頁・行	二・七
誤	
(6) 岡山県公益認定等委員会への諮問 (第38条)	
正	
(6) 岡山県公益認定等委員会への諮問 (第38条)	
正	
頁・行	二・終
誤	
別表第 1 (1) の決裁区分が知事又は副知事となっているものについては、財政課長へ合議すること。	

		正	
1 別表第1(1)の決 裁区分が知事又は副 知事となっているも のについては、財政 課長へ合議するこ と。			

令和8年8月28日 岡山県公報 第12832号

頁・行	誤	正
三・八	別表土木部の部住宅課の項20	別表土木部の部住宅課の項21
三・終わりが ら七	同項21	同項22
三・終わりが ら六	同項22	同項23
三・終わりが ら四	同項23	同項24
三・終わりが ら四	同項24	同項25
三・終わりが ら二	同項25	同項26
三・終わりが ら一	同項26	同項27
四・二	同項27	同項28
四・二	同項28	同項29
四・四	同項29	同項30
四・五	56を64とし、41から55を八ずつ繰り下げ、同項40	57を65とし、42から56までを八ずつ繰り下げ、同項41
四・六	同40を同項48とし、同項39	同41を同項49とし、同項40
四・七	同39を同項47とし、同項38	同40を同項48とし、同項39
四・八	同38を同項45とし、同45	同39を同項46とし、同46
四・終わりが ら八	46	47
四・終わりが ら六	別表土木部の部住宅課の項37	別表土木部の部住宅課の項38

〔一〇〕令和八年三月三十一日付け（号外）公布許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正（岡山県告示第百七十二号）に誤りがあった。

令和8年8月28日 岡山県公報 第12832号

五・終わ り一〇	五・終わ り一二	五・終わ り一二	五・終わ り一三	五・終わ り一五	五・終わ り一六	五・一七	五・一六	五・一四	五・一一	五・八	五・五	五・二	四・終わ り一二	四・終わ り四	四・終わ り六
30	同30を同項31とし、 同項29	同31を同項32とし、 同項30	同32を同項33とし、 同項31	同33を同項34とし、 同項32	同34を同項35とし、 同項33	同35を同項36とし、 同項34	別表土木部の部住宅課の項35	43	42	41	40	39	38	同36を同項37とし、 同37	同37を同項44とし、 同項36
31	同31を同項32とし、 同項30	同32を同項33とし、 同項31	同33を同項34とし、 同項32	同34を同項35とし、 同項33	同35を同項36とし、 同項34	同36を同項37とし、 同項35	別表土木部の部住宅課の項36	44	43	42	41	40	39	同37を同項38とし、 同38	同38を同項45とし、 同項37